

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーズガーデン玉浦 食彩館

岩沼市玉浦西四丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社伊藤チェーン 代表取締役 伊藤 吉一

柴田郡柴田町槻木上町一丁目1番4

3 市町村の意見の概要

(1) 休日や繁忙期等で混雑が予想されるときは、渋滞対策として誘導表示や交通整理員の配置等、交通事故防止に配慮した取組を実施すること。

(2) 近隣には玉浦小学校や玉浦中学校が所在することから、特に児童・生徒等に対する交通安全対策に万全を期すこと。

(3) 万引き防止策を実施すること。

(4) 閉店後の駐車場等が、未成年者等の溜まり場にならないよう、徹底した施設管理に努めること。

(5) 未成年者への酒・たばこの販売防止に努め、休憩場所や飲食コーナーにおける未成年者の禁酒・禁煙措置を講じること。

(6) 従業員採用の際は、地元雇用の促進に配慮すること。

(7) 大規模災害発生時において、物資の協力や駐車場を避難場所として開放する等、協力をお願いする。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び岩沼市役所

6 縦覧期間

平成27年3月13日から平成27年4月13日まで（ただし、閉庁日を除く。）